

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する経済的支援等について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、以下のような支援が行われています。

<困難な状況におかれている学生等が利用可能な主な制度等（4月30日時点）>

①高等教育の修学支援新制度 【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

概要：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。

通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。進学資金シミュレータで確認することができます。

②日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】

概要：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとで貸与月額は異なります。）

第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%，[利率固定方式]0.070%（令和2年3月貸与終了者）から貸与金額を選択できます。新制度よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となりそうかどうかは、進学資金シミュレータで確認することができます。

上記①②の 申込時期：家計急変の採用（隨時）

申込先：学務課 学生係（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

問合先：学務課 学生係（TEL0438-30-5562）

③自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

概要：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。（日本学生支援機構のWebページでも参考にすることもできます。）

問合先：自治体の窓口

<修学支援以外の制度のうち、経済的に困難な場合に活用できる制度等>

④生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：隨時

問合先：居住市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

⑤生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度です。

申込時期：随时

問合先：居住市区町村の社会福祉協議会

⑥母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる 資金として、無利子・59 万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月 14.6 万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：隨時

問合先：居住都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

＜その他＞

⑦特別定額給付金（総務省）【住民基本台帳に記録されている方】

概要：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。

申請は、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により、世帯主が、郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施します。

申込時期：市区町村により決定された郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。

問合先：特別定額給付金センター

0120-260020（フリーダイヤル応答時間帯：5/2以降平日、休日間わず9:00～18:30）

03-5638-5855（応答時間帯：5/1まで、平日9:00～18:30）

⑧日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.71%（固定金利）です。

申込時期：隨時

問合先：日本政策金融公庫（<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>）

⑨雇用調整助成金の特例措置【雇用主】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

⑩千葉県・千葉市保育士就学資金貸付制度

概要：指定保育士養成施設に在学し、資格を取得して、卒業後に保育士登録を行い千葉県（市）内において保育士の業務に従事しようとする方に無利子で修学資金を貸し付ける制度です。

養成施設を卒業後1年以内に千葉県内において保育所等で保育士の業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

申込先：学務課 学生係（各大学等を通じて社会福祉協議会に申込みを行います）

問合先：学務課 学生係（TEL0438-30-5562）

※現時点での主なものを掲載しており、関係省庁の施策を含め、今後隨時更新していきます。

⑦の特別定額給付金については、全員対象となります。

4月27日に住民票がある市区町村の情報を把握し、確実に受給するようしてください。